

# 令和元年度監査結果について

## I 実地監査結果

## II 書類監査結果

(参考)令和2年度監査計画

令和2年6月17日



監 査 部

監査企画部

# I 実地監査結果について

## 1. 概要

- 令和元年度の実地監査は、101会員（前年度と同数：内訳：一般監査88会員、特別監査13会員）に実施しました。  
業態別では消費者向けが58会員（構成比57.4%）、事業者向けが43会員（同42.6%）でした。
- 監査の結果、指摘があった会員は26会員（前年度33会員）で、その割合は25.7%（同32.7%）でした。  
指摘件数の合計は56件（同58件）で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.6件（同0.6件）、指摘があった1会員当たりの指摘件数は2.2件（同1.8件）でした。
- 指摘事項は、「契約締結前・契約締結時書面関係（貸金業法第16条の2及び第17条）」及び「返済能力調査関係（貸金業法第13条）」が多く、指導事項では、「ホームページの記載事項」、「反社会的勢力に対する態勢整備」及び「社内規則」に関するものが多く見受けられました。

## 2. 監査結果

### (1) 実施会員数等

実施会員数 (A)	101 会員	指摘有会員の発生率 (B/A)	25.7%
指摘有の会員数 (B)	26 会員		

### (2) 指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項
一般監査	貸金業法	47件	15件	32件	/
	自主規制関連	2件	1件	1件	
	その他法令	1件	0件	1件	
	小計	指摘件数	50件	16件	34件
特別監査	貸金業法	6件	1件	5件	/
	自主規制関連	0件	0件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件	
	小計	指摘件数	6件	1件	5件
合計	指摘件数 (C)	56件	17件	39件	257件
	指摘有の会員数 * (D)	26 会員	10 会員	22 会員	96 会員
	実施した1会員当たりの指摘件数 (C/A)	0.6 件	0.2 件	0.4 件	2.5 件
	指摘有の1会員当たりの指摘件数 (C/D)	2.2 件	1.7 件	1.8 件	2.7 件

・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

\*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した会員があるため、合計数は一致しません。

### 《 参 考 》 実地監査結果推移

実施年度		(和暦)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	累計(平均)
実施会員数		(A)	32	64	61	84	102	105	123	119	131	119	101	101	1,142
監査結果 (1)	指摘有の会員数	(B)	29	58	28	19	39	43	48	53	72	36	33	26	484
	指摘有会員の発生率	(B/A)	90.6%	90.6%	45.9%	22.6%	38.2%	41.0%	39.0%	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	42.4%
監査結果 (2)	指摘件数	(C)	183	194	94	57	103	85	88	117	140	64	58	56	1,239
	実施した1会員当たりの指摘件数	(C/A)	5.7	3.0	1.5	0.7	1.0	0.8	0.7	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	1.1
	指摘有の1会員当たりの指摘件数	(C/B)	6.3	3.3	3.4	3.0	2.6	2.0	1.8	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	2.6

(3) 指摘事項の内容(法令等違反事項及び改善事項)

法令等	概 要	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	証明書の携帯等	—	1	—	—	—	—
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	—	2	1	—	—	1
貸金13条	返済能力の調査	4	—	3	—	3	3
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	2	—	—	3	1	—
貸金14条	貸付条件等の揭示	—	—	—	—	—	1
貸金16条	誇大広告の禁止等	—	—	—	1	—	—
貸金16条の2	契約締結前書面の交付	6	8	4	6	4	13
貸金17条	契約締結時書面の交付	3	16	6	20	1	21
貸金18条	受取証書の交付	—	3	—	2	—	2
貸金19条	帳簿の備付け	—	2	—	3	—	8
貸金21条	取立て行為の規制	—	3	—	1	—	3
貸金22条	債権証書の返還	—	1	1	—	—	—
貸金23条	標識の揭示	—	1	—	—	—	—
貸金24条	債権譲渡等の規制	—	—	—	1	—	—
貸金24条の6の2	開始等の届出	—	—	—	1	—	—
貸金41条の35	個人信用情報の提供	—	—	1	—	1	—
貸金41条の36	指定信用情報機関への個人信用情報の提供等に係る同意の取得等	1	—	—	—	—	1
<b>貸 金 業 法 計 (A)</b>		<b>16</b>	<b>37</b>	<b>16</b>	<b>38</b>	<b>10</b>	<b>53</b>
自主11条	社内態勢整備	1	—	2	1	—	—
自主11条及び 15条の4	社内態勢整備(利息及び保証料等)	—	—	—	—	1	—
自主31条	法人であることの確認	—	—	—	1	—	—
自主32条	返済能力の確認	—	1	—	—	—	—
<b>自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>—</b>
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	—	1	—	—	—	—
<b>そ の 他 法 令 計 (C)</b>		<b>—</b>	<b>1</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>総 計 (A+B+C)</b>		<b>17</b>	<b>39</b>	<b>18</b>	<b>40</b>	<b>11</b>	<b>53</b>

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(4) 指導事項の内容

概 要	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度
1. ホームページの記載事項 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の可否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) ・ 指定紛争解決機関の表示がない。 ・ 協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。 等	54	39	35
2. 反社会的勢力に対する態勢 ・ 反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・ 反社情報データベースが構築されていない。 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等	43	43	49
3. 社内規則の策定 ・ 法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 等	36	18	32
4. 届出事項 ・ 立入検査に係る届出書が提出されていない。 ・ 登録申請書の内容と業務実態が相違している。	19	23	25
5. 貸付条件表の掲示内容 ・ 貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・ 担保に関し、保証人についての記載がない。 等	18	12	9
6. 研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。 等	14	12	24
7. 取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の記載漏れ。 等	12	5	2
8. 内部監査 ・ 内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。等	11	6	2
9. 業務検証 ・ 業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 ・ 実施内容が形式的なものに留まっている。 等	7	6	4
10. 個人情報の安全管理措置 ・ 個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。 等	5	9	10
11. マネロン・テロ資金供与対策 ・ 特定事業者作成書面等を作成していない。 等	5	—	—
12. 個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	3	8	8
13. 借入れの意思の確認 ・ 借入れ意思の確認結果を記録・保存していない。	3	—	1
14. 従業者名簿 ・ 必要項目の一部が記載漏れとなっている。 等	2	7	2
15. 指定紛争解決機関の名称の公表	2	4	8
16. 貸金業者登録票 ・ 登録有効期間の表示に誤りがある。 等	2	3	6
17. 加入指定信用情報機関の名称の公表	1	15	10
18. 従業者証明書 ・ 証明書の記載内容に誤りがある。 等	1	1	1
19. その他 ・ 契約締結前・締結時書面に軽微な記載不備がある。 ・ 交渉経過の記録を適切に作成・保存していない。 ・ 催告書面に軽微な不備がある。 等	19	28	22
総 計	257	239	250

### 3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

#### (1) 法令等遵守態勢

・倫理規定等の遵守徹底を目的にコンプライアンス・チェックを月次で実施しているが、業務グループ毎にチェック項目が作成されているほか、確認方法や確認結果に係るエビデンスについて記載するなど、実効性あるものとなっている。

(事業者向貸金業者・貸金業務従事者50名超)

#### (2) 情報管理態勢

・情報セキュリティ意識の向上のため、定期的に外部機関による標的型メール訓練を全従業員に実施し、添付ファイルを開封した従業員には専門研修を受講させている。

(消費者向住宅向貸金業者・貸金業務従事者30名未満)

#### (3) 取引時確認等の的確な実施

・犯罪収益移転防止法に基づき作成した「金融貸付け取引にかかるリスク評価書」は年1回以上見直しを行っている。また、当該評価書には特に注意を払うべき取引（経済合理性から異常な取引など21事例）を例示し、担当部署はこれを全職員に周知するほか、本人確認記録及び取引記録の精査を継続的に実施している。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従事者20名未満)

#### (4) 貸金業務取扱主任者の機能発揮

・貸金業務取扱主任者が役職員に対する指導・助言等を確実に実施できるよう、社内ルールで貸金業務取扱主任者の具体的な業務や手順、主任者に付与する権限等を規定し、社内に周知している。

(事業者向貸金業者・貸金業務従事者50名超)

・設置済貸金業務取扱主任者及び主任者試験合格者で構成する会議を定期的に開催し、法令遵守に向けた助言や改善提案を行っているほか、社内研修を企画（研修資料作成、講師選定等を含む）している。

(クレジットカード会社・貸金業務従事者50名超)

#### (5) 契約に係る説明態勢

・根抵当権設定契約を締結するに際し、担保提供予定者に対して独自に作成した根抵当権の概要（担保すべき債権の範囲等）を記載した書面を交付するなどして十分に契約内容を説明し、担保提供意思をあらためて確認している。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従事者1)

・契約内容の説明に際しては、契約締結前書面のほかに重要事項（貸付けの元金、利息の計算方法、貸付実行日等）を説明する書面を別途交付し、分かりやすく説明している。

(事業者向貸金業者・貸金業務従事者1名)

・顧客に交付する契約締結前書面に担当者名と電話番号を記載して説明責任の所在を明確にしている。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従事者10名未満)

・中小企業・小規模事業者等の経営者との間で保証契約の締結を検討する場合、自社帳票の「経営者保証の必要性に関するチェックリスト」を用いて必要性及び妥当性を客観的に判定している。また、経営者保証を徴求する場合は、自社帳票の「経営者保証に関するガイドライン説明書」を交付して説明している。

(リース会社・貸金業務従事者50名超)

#### (6) システムリスク管理態勢

・システム障害の発生に備え、日々のバックアップデータを遠隔地のデータセンターで保存している。また、データ復旧の確実性を検証するため、定期的に復旧テストを実施している。

(リース会社・貸金業務従事者50名超)

## Ⅱ 書類監査結果について

### 1. 概要

- ・平成31年4月3日付で公表した「平成31(2019)年度監査計画について」に基づき、令和2年1月15日から書類監査を実施しました。
- ・令和元年度については、平成28年度からの「1協会員当たり原則3年に1回の頻度」での実施が2巡目となり、書類監査報告書等を大幅に見直し、372協会員に実施しました。
- ・書類監査の結果については、指摘事項が26協会員にあり、指摘件数は34件となりました。
- ・主な指摘事項は、直近の法令改正である犯収法の「取引時確認(外国PEPsの確認)の未実施」及び「反社会的勢力に関するデータベースの未構築」となります。また、設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電及び郵送等による改善指導を完了しております。

### 2. 監査結果

#### (1) 監査対象協会員

協会員区分	会員数		計
	発出協会員	自主提出協会員	対象協会員
既存協会員	320 協会員	10 協会員	330 協会員
新規協会員	42 協会員	-	42 協会員
計	362 協会員	10 協会員	372 協会員

※既存協会員・・・貸金業者登録満了日が令和2年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員  
 新規協会員・・・平成31年1月から令和元年11月に新規加入した協会員

#### (2) 監査報告書提出状況(自主提出を含む)

提出状況	会員数	割合
提出数	368 協会員	98.9 %
(廃業等)	▲ 4 協会員	1.1 %
合計	372 協会員	100.0 %

※監査通知発送日 令和2年1月15日(提出締切 令和2年2月17日)  
 (廃業等)の内訳は、廃業4件のみ

#### (3) 点検結果(自主提出を含む)

評価	会員数	割合	指摘件数	平均指摘数
指摘事項のある協会員	26 協会員	7.1 %	34 件	1.3 件
(内訳)				
既存協会員	17 協会員	4.6 %	17 件	1.0 件
新規協会員	9 協会員	2.4 %	17 件	1.9 件
指摘事項のない協会員	342 協会員	92.9 %	-	-
合計	368 協会員	100.0 %	-	-

#### (4) 提出方法及び処理状況(自主提出を含む)

提出方法	会員数	割合
(内訳)		
E-Mail	241 協会員	65.5 %
郵送等	127 協会員	34.5 %
合計	368 協会員	100.0 %

(5) 指摘内容

法令等		指摘の概要	令和元年度 指摘件数
貸金業法等	貸金8条	登録事項の届出	1
	貸金12条の4	従業者証明書の要件	1
	貸金14条	貸付条件表の要件	1
	貸金41条の37	加入指定信用情報機関の商号等の公表	1
	規則13条	指定紛争解決機関の名称等の記載	1
	監Ⅱ-1(1)④	「反社会的勢力に対する基本方針」の公表	2
	監Ⅱ-1(1)⑤	モニタリング(監視、観察)・検証の実施	1
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関するデータベースの構築	4
	監Ⅱ-2-17	帳簿の記載事項の要件	1
	金融分野G第18条1項	「個人情報保護宣言」の公表	2
<b>貸金業法計</b>			<b>15</b>
自主	自主11条	社内規則等の改正対応	1
	<b>自主規制基本規則計</b>		
その他法令	犯収法4条2項	取引時確認(外国PEPsの確認)	17
	犯収法11条	取引時確認等を的確に行うための措置	1
	<b>その他法令計</b>		
<b>計</b>			<b>34</b>

※ 貸金 : 貸金業法  
 規則 : 貸金業法施行規則  
 監 : 貸金業者向けの総合的な監督指針

金融分野G: 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン  
 自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則  
 犯収法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

<指摘事項の改善対応>

点検後、指摘事項がある協会員には、架電及び郵送等により改善指導を実施した。

特に、指摘事項が多かった「取引時確認(外国PEPsの確認)の未実施」については、JFSAニュース第145号(2020年3月1日発行)にて、外国PEPsの確認対応を「貸金業に関する質問と回答」として全協会員に周知した。

その他の指摘事項である「反社会的勢力に関するデータベースの未構築」等についても順次に周知するとともに、これらの指摘事項は「書類監査(令和2年度)」の重点的監査項目とします。

<ご参考> 主な指摘事項にかかる点検内容

点検25	反社会的勢力による被害の防止 (監督指針Ⅱ-2-6(1)②イ)		
	反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。	1.構築している	
		2.構築していない	
点検55	取引時確認等(外国PEPs) (犯収法4条2項)		
	取引を行うに際し、外国政府等において重要な地位を占める者(いわゆる外国PEPs)の確認を実施していますか。	1.確認している	
		2.確認していない	

### 3.「書類監査に関するアンケート」の結果

書類監査は、協会員自身による内部管理態勢の整備・充実を補強することを主な目的として継続実施していますが、将来の書類監査の方向性を確認させていただくため、アンケートを実施しました。

アンケートについては、書類監査(令和元年度)を受けた365協会員からの回答となります。

〈問1〉 書類監査の実施について、回答ください。【いずれか1つに○】

(単位:件)

①現行のままで継続を希望	②時期、頻度等を見直し継続	③中止または廃止を希望	④どちらでもない
272	38	23	32
74.5%	10.4%	6.3%	8.8%

〈問2〉 書類監査の実施時期の希望について、回答ください。【いずれか1つに○】

(単位:件)

①現行の時期(1月～2月)	②実施時期を変更(7月～8月)	③実施時期を変更(10月～11月)	④協会員の希望する時期
242	39	20	62
66.7%	10.7%	5.5%	17.1%

〈問3〉 書類監査の実施頻度の希望について、回答ください。【いずれか1つに○】

(単位:件)

①3年毎に1回(現行)	②毎年実施(頻度を増やす)	③協会員の希望で実施	④協会の都合で実施でよい
300	4	30	27
83.1%	1.1%	8.3%	7.5%

〈問4〉 書類監査の設問のボリューム(量)について、回答ください。【いずれか1つに○】

(単位:件)

①適切	②(設問数が多い)	③(設問数が少ない)	④どちらでもない
270	57	1	32
75.0%	15.8%	0.3%	8.9%

〈問5〉 書類監査のクオリティ(質)について、回答ください。【いずれか1つに○】

(単位:件)

①満足	②普通	③不満	④どちらでもない
182	142	7	31
50.3%	39.2%	1.9%	8.6%

〈問6〉 書類監査の範囲について、回答ください。【当てはまるもの全てに○】

(単位:件)

①現行の範囲のまま	②社内規則等の点検を追加	③法定書面の点検を追加	④その他
346	7	5	4
95.6%	1.9%	1.4%	1.1%

〈アンケート結果の概要〉

- 〈問1〉 書類監査の継続実施では、「現行のままで継続を希望」が74.5%と最も多く、次に「時期、頻度等を見直し継続」が10.4%となっており、書類監査の継続実施を84.9%が希望している結果となった。
- 〈問2〉 書類監査の実施時期では、「現行の時期」が66.7%となり、次いで「協会員の希望する時期」が17.1%となった。協会員の事業内容、事業規模等により実施時期を検討する結果となった。
- 〈問3〉 書類監査の実施頻度は、「3年毎に1回(現行)」が83.1%と最も多く希望する結果となった。
- 〈問4〉 書類監査の設問数は、「適切」が75.0%と最も多く、次いで「多い」が15.8%の結果となった。
- 〈問5〉 書類監査のクオリティ(質)は、「満足」が75.3%、「普通」が15.8%となり、合わせて90.8%が普通以上という結果となった。
- 〈問6〉 書類監査の範囲は、「現行の範囲のまま(報告書のみ)」が95.6%の結果となった。

## 令和2年度監査計画について

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和2年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

## 《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

## 1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1) 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- (2) 返済能力調査の適切性(若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む)
- (3) 不動産向け貸付けの審査態勢
- (4) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- (5) システムリスク管理態勢の整備状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

## 2. 監査対象協会員等

## (1) 実地監査

一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。

## (2) 書類監査

令和2年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度(令和3年度)に貸金業者登録の満了日を迎える協会員とし、令和2年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員(令和元年12月以降に加入)及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

以上

## 【参考】

## ◎令和2年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等に係る制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項に係る監査項目

《 お問合せ先 》

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査企画部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028